

## 札幌市立星友館中学校広報動画作成業務 仕様書

### 1 業務の名称

札幌市立星友館中学校広報動画作成業務

### 2 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### 3 本業務の目的

北海道初の公立夜間中学、札幌市立星友館中学校の広報動画を作成し、星友館中学校の入学対象となりうる方等に札幌市立星友館中学校を認知してもらうことを目的とする。

### 4 業務内容

企画立案・調整、撮影・編集などの広報動画の作成を行う

#### (1) 内容

- ・ 入学対象者やその人と繋がりを持つ人、札幌市立星友館中学校の支援者となりうる人が、学校の具体的なイメージを掴み、星友館中学校の入学を検討したい（させたい）、支援したいと思える内容とすること。
- ・ 複数年にわたって使用することを想定していることから、掲載する情報は普遍的なものとする。
- ・ 広報動画は、札幌駅前通地下広場の大型映像装置での放映や Twitter への投稿を想定した 15 秒の動画及びホームページへの掲載や学校説明会での放映を想定した 1 分以上の動画の二種類を作成すること。
- ・ 「札幌市公立夜間中学設置基本計画」、「学校案内」などを参考に、札幌市立星友館中学校を紹介すること。
- ・ 15 秒の動画については、動画内に文字情報を入れ、音声が無くても、動画の概要がわかるようにすること。なお、文字情報についてはルビを入れること。これとは別に HP 等掲載時における聴覚障がいのある利用者への情報提供のため、動画内容をテキストにしたものを作成すること。なお、動画内の字幕として作成することも可とする。
- ・ 数分の動画については、聴覚障がいのある利用者への情報提供のため、ルビを振った字幕を入れること。
- ・ 制作に必要な撮影、取材、編集等を行うこと。

#### (2) 想定する活用方法

- ・ 札幌駅前通地下広場の大型映像装置での放映  
※ 放映素材の仕様 WMV 形式 画角 16 : 9 ビットレート 6M~8Mbps 程度
- ・ 札幌市公式 Twitter への投稿
- ・ 教育委員会公式 YouTube への投稿

- ・ 札幌市公式ホームページへの掲載
- ・ 学校説明会での放映

### (3) 打合せ

完成までに複数回内容の確認を行うため、映像の構成を含めて随時確認する機会を設けること。

### (4) 納品形式

- ・ 動画は、前述の札幌駅前通地下広場で放映するための仕様（WMV 形式等）及びインターネット上（YouTube 等）でも配信可能なデータ形式とする。
- ・ DVD 原版 1 枚及び複製 2 枚を納品するものとする。（原盤については、コピーガード処理を行わず、コピー可能とする。）
- ・ 動画内容をテキスト化したものについては、Microsoft Word データで、CD 又は DVD により納品すること。

### (5) 納品場所

札幌市教育委員会 夜間中学担当課

### (6) その他

札幌市立星友館中学校の校歌については、ショッピングモールの歌姫で知られる半崎美子氏に作成依頼をしており、当該楽曲について、作成する広報動画で活用が可能である（11 月末頃完成予定）。

## 5 制作にあたっての注意点

撮影を学校で行う場合の日程調整は委託者が行う。その場合の撮影場所は委託者の指示に従うこと。

## 6 業務体制

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

また、本業務の指定した部分を第三者に委託する場合は、委託する業務内容及び委託先をあらかじめ委託者（本市）に説明しなければならない。

## 7 特記事項

- (1) 本業務は定められた契約額の中で実施するものであり、仕様書に記載はないが実施が効果的と認められる事項を実施する場合においても、本契約額の中で支出すること。
- (2) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理するものとする。
- (3) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (5) この業務の遂行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを適宜

行うものとする。

- (6) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと
- (7) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (8) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。
- (9) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (10) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (11) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (12) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。
- (13) この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上、処理することとする。
- (14) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等については、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。

## 8 成果物の著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### 【問合せ先】

〒060-0063

札幌市中央区南3条西7丁目1番地 資生館小学校内

札幌市教育委員会学校教育推進課 柴垣

夜間中学担当課 末原

TEL 011-206-8318 FAX 011-218-5712 Eメール : yakantyugaku@city.sapporo.jp